

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	矢吹幸雄
登録番号又は法人番号	第82050643号
所属する単位会	福島県行政書士会
事務所名称	矢吹幸雄行政書士事務所
事務所所在地	福島県いわき市平字童子町2番地の2
処分年月日	令和7年5月23日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、複数の相続業務を受託したにもかかわらず怠っていた。受託してから長い間放置し、依頼者からの契約の解除や返金に関する要望にも適切な連絡も対応もしなかった。また、役員による聴き取りを行ってもなお謝罪することも、依頼者に連絡することもなかった。これらの行為は依頼者に多大なる不利益を生じさせ、精神的苦痛を与えている。このことは、行政書士法第10条及び福島県行政書士会会則第44条、第45条に違反する行為であるため、福島県行政書士会会則第18条の2第1項により、同会則第18条の3第1項第三号の廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）の処分を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則条文	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政書士法第10条（行政書士の責務） 2. 福島県行政書士会会則第18条の2（会員の処分） 3. 同会則第44条（会員の責務等） 4. 同会則第45条（依頼事件の処理）